



のしおり

— 家庭とともに歩む —



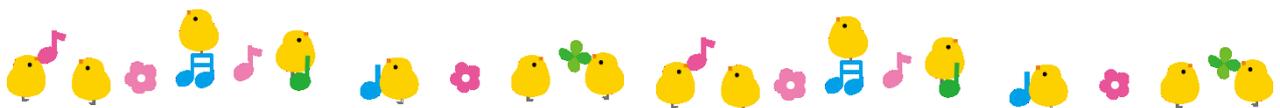
東京都大島町

目次

1.	保育園の概要	1
2.	公立保育所案内.....	2
	① 保育所とは	2
	② 保育理念	2
	③ 保育目標	2
	④ 開所日	2
	⑤ 保育時間	2
	⑥ 休園日	2
	⑦ 保育実施負担金(保育料)	2
3.	保育所の生活	3
	① 一日の過ごし方	3
4.	保育所について	4
	① 昼寝	4
	② 給食	4
	③ 健康管理	4
	④ 保育中の事故	4
	⑤ 年間行事	5
	⑥ 特別保育事業	5
	⑦ 個人情報	5
5.	家庭へのお願い	6
	① 登・降園.....	6
	② 健康	6
	③ 持ち物.....	6
	④ その他.....	7
6.	非常災害の備え	8
	① お子さんを災害から守るために	8
	② 災害時・非常時の園児の迎え	8
	③ 大島で予想される災害.....	8
	④ 防犯対策として	9
7.	保育園での『薬』の取り扱い(お願い)	10
	① 概要	10
	② 医師の指示	10
	③ 保育園でお預かりできない薬	10
	④ 与薬の受け付けと必要な書類	10
8.	土曜日の保育のお願い	11
	① 概要	11
	② 申込について	11

③ 注意事項	11
9. 短時間保育・延長保育利用スポット料金	12
① 概要	12
② 注意事項	12
10. ご相談や苦情について.....	13
① 概要	13
② ご利用の流れ.....	13
11. 保育アプリ「コドモン」に関するお願い	14
① 概要	14
② 登降園管理	14
③ 連絡帳機能	14
保護者の方に入力していただきたい内容	14
保育園からの入力内容	15
④ 出欠席・遅刻などの連絡	15
⑤ お知らせ等の一斉送信	15
⑥ 献立表の配信	15
⑦ 身体測定後の結果	15
⑧ 写真販売	15
12. 個人情報保護	16
① 基本理念	16
② 個人情報の利用目的	16
③ 収集する個人情報の種類	16
④ 個人情報の第三者	16
⑤ 個人情報の管理	16
⑥ 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去.....	16
⑦ 個人情報の使用	17
13. 一時保育のご案内	18
① 事業概要	18
② 実施場所	18
③ 対象児童	18
④ 保育料	18
⑤ 必要なもの	18
⑥ その他	18
14. 大島町こども家庭センターのご案内.....	20
① 概要	20
生涯学習センター郷2F(総合相談)	20
② 野増地域センター	20
15. 参考資料.....	21
大島町公立保育所 組織図	21
登園届	22
与葉票(保護者記載用)	22

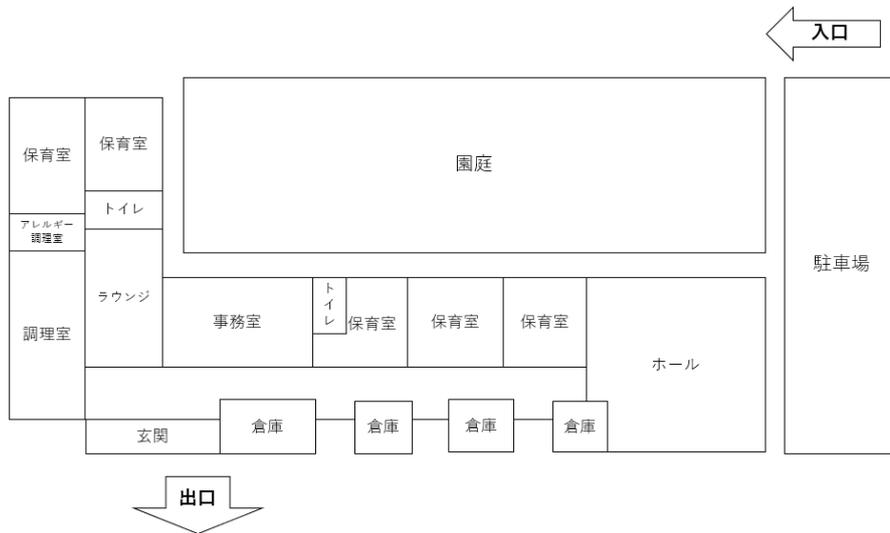
乳幼児のかかりやすい感染症	23
インフルエンザ経過報告書(保護者記入)	24
新型コロナウイルス感染症経過報告書(保護者記入)	25
保育所入所『基準』指数表	26
保育所入所『調整』指数表	27
指数の計算について	27
同一指数の場合の優先順位表.....	28
保育所入所基準指数表及び調整指数について	28
保育園等の所在地	29



1. 保育園の概要

施設の名称	元町保育園
所在地	〒100-0101 東京都大島町元町字丸塚 547 番 1 電話 04992-2-3213 FAX 04992-2-3234
事業開始年月日	昭和 48 年 4 月 1 日
定員	90名
施設規模及び構造	面積9,268㎡ 建物面積1,366㎡ 園庭面積2,563㎡ 構造鉄筋コンクリート造(一部2階)
クラス名	1 才児-もも組 2 才児-すみれ組 3 才児-たんぽぽ組 4 才児-ひまわり組 5 才児-さくら組
避難場所	第1 避難場所・・・保育園園庭 第2 避難場所・・・つばき小学校グラウンド 土砂災害時の避難場所 大島高校・開発総合センター
標高	約58m

園舎の平面図



2. 公立保育所案内

① 保育所とは

保護者が就労または疾病などの理由により家庭での保育が出来ない(保育を必要とする)場合、保護者にかわって保育を行う施設です。※ご家庭での保育が可能な方は対象になりません。

② 保育理念

「すくすく・のびのび・にこにこ」

～子ども・保護者・地域・保育士みんなで楽しく笑顔あふれる保育園を目指します。～

③ 保育目標

- ・ 生き生きと毎日を楽しめる子ども
- ・ 好奇心旺盛で意欲のある子ども
- ・ 思いやりのあるやさしい子ども

④ 開所日

保育所の開所は月曜日から土曜日の午前7時30分から午後6時30分です。

※土曜保育は土曜日に保育を必要とする場合に限り預かり可能です。

(詳しくはP11の『土曜日の保育のお願い』をご覧ください)

⑤ 保育時間

7:30	8:30		16:30	18:30
標準時間保育				
延長	短時間保育			延長

※ 実際の保育時間は、認定区分に応じた利用可能な時間の範囲内で、保護者の勤務時間・通勤時間に要する時間を考慮した時間となります

※ 標準時間認定家庭でも仕事が休みの時は早めの迎えをお願いします

⑥ 休園日

日曜日・祝祭日・年末年始

⑦ 保育実施負担金(保育料)

令和7年9月より保育料が無償化されました。

3. 保育所の生活

① 一日の過ごし方

時間	3歳児 未満	時間	3歳児 以上
7:30	開所 順次登園	AM7:30	開所 順次登園
9:00	自由遊び 活動始まり	9:00	自由遊び 活動始まり
9:30	おやつ 片付け		
11:00	食事準備 食事	11:00	片付け 食事準備・食事
12:00	お昼寝準備 お昼寝	12:00	お昼寝準備 お昼寝
14:30	目覚め	14:30	目覚め
15:00	おやつ 降園準備 順次降園	15:00	おやつ 降園準備 順次降園
18:30	閉所	18:30	閉所

※大まかな時間なので、活動、行事などで多少の変更はあります。

◎開所時刻は午前7時30分、閉所時刻は午後6時30分です。



4. 保育所について

① 昼寝

- ・ 年齢に合わせて年間を通し昼寝をします。
- ・ 寝具は個人の物を使用してもかまいません。
- ・ 寝具一式(上下布団、カバー、綿毛布、持ち帰り用袋)は貸し出しも可能です。
- ・ 借りた寝具は返却時クリーニングをお願いします。

② 給食

- ・ 献立表をご覧ください、ご家庭の食事と重複しないようご配慮下さい。
 - ・ 完全給食です。栄養士による献立で、バランスのとれた栄養、良い食習慣が定着するよう進めています。
 - ・ 保育アプリ「コドモン」より日々の給食画像の配信をしています。(献立名、カロリー等)尚、1、2才児は、昼食とおやつ(午前・午後)、3、4、5才児は、昼食とおやつ(午後)となっています。
 - ・ アレルギーのお子さんの除去食は、医師の指示のもと可能な限り取り組んでいますのでご相談下さい。
- ※ 災害・感染症等で調理員が揃わず給食が提供できないときには、ご家庭からのお弁当と水筒の持参をお願いする場合があります

③ 健康管理

(1) 定期健康管理

- ・ 定期健康診断(春・秋2回)・歯科検診(年1回)・身体測定(毎月)

(2) 子どもに多い感染症

- ・ 感染症などの集団感染を防ぐ為に早期発見、早期治療を心がけましょう。(詳しくはP23『乳幼児のかかりやすい感染症』をご覧ください。)

④ 保育中の事故

全園児は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく、災害共済給付制度に加入しています。日頃、園児の事故対策につきましては万全を期しておりますが、万一怪我をした場合は、給付を受けられます。(掛金は、町が全額負担しています。)

(1) 給付対象

- ・ 保育所で保育を受けているとき・通常の経路及び方法で登園、降園中におきたとき。

(2) 給付の額

- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく、災害共済給付制度に定められた額。

(3) 給付金の支払い

- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の災害共済給付制度の通知に基づき、大島町から保護者に支払われます。※なお、「児童賠償責任保険」にも加入しています。

(4) 見舞金の支払い

- ・ 大島町児童災害見舞金支給要綱に基づき、大島町から保護者に支払われます。

⑤ 年間行事

(1) 主な行事

年間行事日程、内容については、年間行事予定表をご覧ください。



⑥ 特別保育事業

(1) 一時保育事業

- ・ 保育所に入っていないお子さんをお持ちの方で、緊急に保育を必要とする乳幼児をお預かりし保育する事業です。(詳しくはP18の『一時保育のご案内』をご覧ください。)

(2) 子育て支援事業

- ・ 地域の未就園の親子に保育所の施設等を開放し、保育所での生活や知識を学び家庭での子育てに役立ててもらう事業です。

(3) 地域活動事業

- ・ 地域のお年寄りを園に招待し各種行事の参加や昔から伝わる郷土芸能を教えてもらう等の交流を行う事業です。
- ・ 小学校との交流(保小連携)、福祉施設との交流を行う事業です。

(4) その他の保育事業

- ・ 園庭開放…毎日実施(休園日は除く)

⑦ 個人情報

プライバシーを守る為に、保育園が知り得た個人情報は、守秘義務を遵守します。(詳しくはP16の『個人情報保護』をご覧ください。)

(1) 園への要望・ご意見・苦情

玄関先に投書箱がありますので、園への要望やご意見、苦情がありましたらご利用下さい。又、各地区の第三者委員が立ち会い、直接相談も受けます。

(詳しくはP13の『ご相談や苦情について』をご覧ください。)

5. 家庭へのお願い

① 登・降園

- ・ 毎日の登降園時には、必ず大人が付き添って下さい。(付添人が変わる場合はご連絡下さい。)
- ・ 園児の受け渡しは、必ず職員にお願いします。
- ・ 道順を決めておきましょう。(家庭状況調査票の地図に記した道順)
- ・ お金、おもちゃ、お菓子などは持たせないようにしましょう。
- ・ 登降園の際は、決められた駐車場を使いましょう。

② 健康

- ・ 朝ごはんを食べて登園しましょう。(朝食は一日の活動を支えます。)
- ・ 怪我をした時などは、登園時に必ずお知らせ下さい。
(「昨日転んで顔、足がアザになっています。」等)
- ・ 保育中に体調が悪くなった時は、保護者の方に状況をお知らせします。
- ・ 保育中の軽い怪我(すり傷程度)の場合は、保育園で処置をします。その他の場合は、保護者の方と連絡を取った上で医療機関に受診します。(医療費は「独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度」の給付を受けます。)
- ・ 予防接種を受けた場合は必ず保育園にお知らせ下さい。
- ・ 感染症にかかった場合も必ず保育園にお知らせ下さい。
- ・ 感染症が治ったときは医師の許可を得てから登園して下さい。なお、登園時に登園届(P22)を提出して下さい。
- ・ 保育園では原則として、薬はお預かりしません。
- ・ 慢性疾患のお子さんの投薬は、薬の与薬票(P22)に必要事項を記載し、薬と一緒に職員に手渡して下さい。なお、「薬の処方箋」も添付して下さい。
- ・ 子どもの体調管理の目安として、毎年平熱調べを行います。

③ 持ち物

- ・ 持ち物については以下のQRコードより大島町ホームページにアクセスしていただき『持ち物』をご確認頂くか、各園にお問い合わせください。



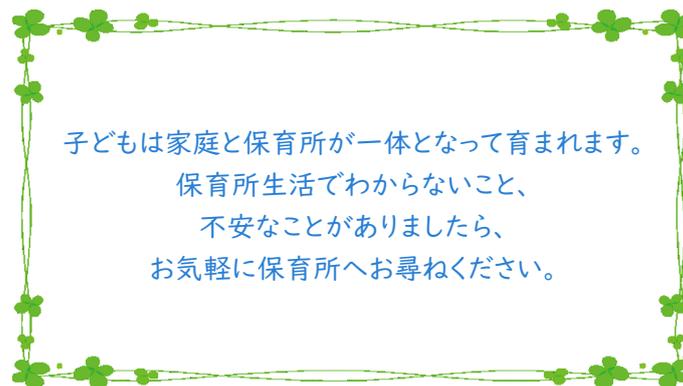
←『大島町の保育園』(大島町ホームページ)

※ページ下部に持ち物のPDFファイルがあります

④ その他

- ・ 欠席するときは必ず、理由と共に保育アプリ「コドモン」より連絡をお願いします。
(連絡は9時までをお願いします。連絡が無いときは園から連絡させていただく場合もあります。)
- ・ 持ち物には、すべて名前をつけて下さい。
- ・ 住所、勤務先、勤務時間、電話番号などを変更したときは、お知らせ下さい。
- ・ 保護者参加の行事には、できる限り参加して下さい。
- ・ 保育時間中の電話による担任の呼び出しは、できる限りご遠慮下さい。
- ・ お昼寝用布団やカバー等は、原則金曜日に持ち帰り、洗濯等して月曜日に持ってくるようにして下さい。
- ・ 保護者の転職や勤務時間、その他保育の必要な事由(特に母の就労や妊娠・出産など)が変更となった場合には必ず『保育を必要とする証明書(変更)』を福祉けんこう課窓口に提出してください。
(事由発生の15日以内)なお、申請した日の翌月からの認定変更となりますのでご注意ください。
- ・ 退園する時は、必ず大島町役場福祉けんこう課に「退園届」を提出して下さい。

※ この保育所のしおりは卒園まで使用しますので紛失しないよう保管して下さい。



6. 非常災害の備え

① お子さんを災害から守るために

保育所では園児の安全を守るため、消防計画をたて、毎月実施訓練を行っています。

- ・ 避難時の約束「せんせい、お、は、し、も」
- ・ **せんせい**の話し聞く、**おさない**、**はしらない**、**しゃべらない**、**もどらない**
- ・ 消防計画を作成し、消防本部へ提出しています。
- ・ 月1回、避難訓練、防災設備の整備、点検を行っています。
- ・ 年1回、引き渡し訓練を行っています。

② 災害時・非常時の園児の迎え

保育所では災害時及び非常時の際、集団が大きいと身動きがとれないので速やかな迎えを原則としていますのでご協力下さい。

- ・ 迎えに来られない方は、事前に親戚、知人などをお願いしておきましょう。
- ・ 災害が発生し保育所が危険な場合は、園児を園外に避難させます。その際、避難場所を保育所内に貼り出します。

(1) 保育所の第2・3避難場所

- ・ つばき小学校 グランド
- ※ 状況に応じて変更になる場合があります
- ・ 引き渡しの時は、職員の確認を得て下さい。
- ・ 緊急連絡先を変更した場合は必ず連絡をして下さい。
- ※ 災害等危険を感じた場合は園、防災無線等の連絡を待たずにお子さんを迎えに来て頂いて構いません。(保護者の方の早めの判断と対応がお子さんの安心、安全に繋がります)
- ※ 災害が起きた場合、または警戒宣言が発令された場合は、発令と同時に解除されるまで保護者において保護するようにして下さい。また、電話、携帯電話では通じなくなることが予想されます。防災無線などを聞いて下さい。
- ※ 保育中に警戒宣言等が発令された場合は、お迎えがあるまで園で保護しますが速やかなお迎えをお願い致します。
- ※ 高齢者等避難・避難指示情報を防災無線でしっかり把握して頂き、早目の対応をお願い致します。

③ 大島で予想される災害

(1) 土砂災害

雨が多く降った時や台風接近などで急な土砂の流出が予想されます。

- ・ 高齢者等避難が予想される場合、各家庭にお迎えの連絡をします。
- ・ 避難指示が発令された場合、休園とします。

土砂災害時の避難場所

- ・ 「大島高校」「開発総合センター」

(2) 三原山噴火

火山性の地震が多発した後、三原山が噴火することが予想されます。

(3) 地震(津波)

近年、大地震が起こる可能性が高いと言われています。また、大地震が起きた場合は津波も予想されます。

各災害の発生状況により、全ての保育園または一部の保育園を臨時休園にする場合があります。

- ※ 休園した際の保育園職員は、大島町職員として避難所対応や各出張所に配備されますので連絡が取りづらくなることもあります。ご了承下さい。
- ※ 緊急の場合は福祉けんこう課(2-1471)までご連絡下さい。
- ※ 災害の影響で給食が提供できないときには、ご家庭からのお弁当と水筒の持参をお願いする場合があります。

④ 防犯対策として

- ・ 緊急時は、「学校110番」非常通報装置にて通報します。
- ・ 散歩など園外に出る場合は、必ず携帯電話を持ち、常に園と連絡が取れるようにしています。
- ・ 不審者に対しても適切に対応できるようにしています。
- ・ 雨の日を除く9:00~15:00は、門を閉めています



7. 保育園での『薬』の取り扱い（お願い）

① 概要

保育園では、原則として薬を与えることはできません。本来は、与薬時間に保護者の方に登園していただいています。ただし、医師の指示によりやむを得ず保育園において薬を与える場合は、医師の指示に基づいた薬に限定してお預かりできます。その際には、万全を期する為、保護者に医師名、薬の種類、内服方法を具体的に記載した与薬票に必要事項を記載し、薬と一緒に保育園に提出していただきます。趣旨をご理解の上、ご協力をお願い致します。

② 医師の指示

保育園での園児への与薬は、保護者が主治医に子どもが保育園に在籍していること、保育園では原則として薬の服用ができないことを伝えて、投薬相談した結果、主治医が保育園において与薬が必要であると指示した場合に限ります。

(1) 保育園でお預かりできる薬

- ・ 薬はお子さんの主治医が処方したものに限りです。
- ・ 慢性の病気（喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性疾患など）は、保護者と主治医と保育園で相談して対応します。事前に保育園にご相談下さい。
- ・ お子さまが薬の使用を嫌がったり、薬を吐き出してしまった場合など、薬を与えられないこともあります。

③ 保育園でお預かりできない薬

- ・ 市販薬や以前に処方されて残っていた薬、症状を判断して与えなければならない解熱剤、吸入薬、座薬は保育園では受け付けできません。
- ・ 薬の性質によっては保育園でお預かりできない場合もあります。

④ 与薬の受け付けと必要な書類

受け付けの手続きには、薬と合わせて『与薬票』が必要になります。

また、処方時に受け取る『薬剤情報提供書』等、薬の説明書類も確認させていただきます。

- ・ 「与薬票」用紙は保育園にあります。
- ・ 「与薬票」に必要事項を記入し、当日分の薬と一緒に保育園に提出して下さい。
- ・ 「薬剤情報提供書」等、薬の説明書は、与薬票と一緒に持ち下さい。
- ・ 薬の袋にはお子さまの名前を記入し当日分のみを入れて園長（副園長）に渡して下さい。
- ・ 塗り薬が長期にわたる場合は、保育園との相談で週（月）単位での預かりとなることもあります。

8. 土曜日の保育のお願い

① 概要

町立保育園では、就労または疾病などの理由により家庭での保育ができない保護者の方に、土曜日も11時間開所しております。

土曜日は、保育の必要なお子さんに限り、必要な時間をご利用いただけます。お仕事等で午前中のみ利用や、午後からの利用等、必要な時間にあわせてご利用ください。

保育の基本は家庭保育にあり、保育園はご家庭と一緒に手を取り合って成長の手助けをしております。

② 申込について

- ・ 土曜保育を利用される方は、事前に「土曜保育申請書」が必要となります。
- ・ ご記入いただいた内容によって確認のためにお声がけさせていただく場合もありますので、予めご了承ください。

③ 注意事項

- ・ 就労状況等に関する調査を事業主に実施する場合があります。
- ・ 申請書の用紙、及び書類の提出は各保育園になります。
- ・ 詳しくは、保育園にお尋ね下さい。

9. 短時間保育・延長保育利用スポット料金

① 概要

- ・ 就労等の時間により保育利用時間(短時間保育)を認定された場合は利用時間は町・私立共に午前8時30分から午後4時30分となりますが、やむを得ない事情のため延長する場合は下記のとおり別途徴収致します。延長(スポット)料金は町・私立同一料金となります。
- ・ 徴収方法は、町立は一時保育と同様に月単位での事後払いとなりますので次月にお渡しする納付書でのお支払いをお願いします。
- ・ 利用時間により下表のスポット料金が加算されます

区分		時間外保育料(子ども1人につき)
①	午前7時30分から午前8時まで	200円
②	午前8時から午前8時30分まで	200円
③	午後4時30分から5時30分まで	500円
④	午後5時30分から午後6時まで	200円
⑤	午後6時から6時30分まで	200円

例1 迎えが午後5時45分になってしまった ③ + ④ = 700円

例2 午前8時～午後5時45分の利用をした ② + ③ + ④ = 900円

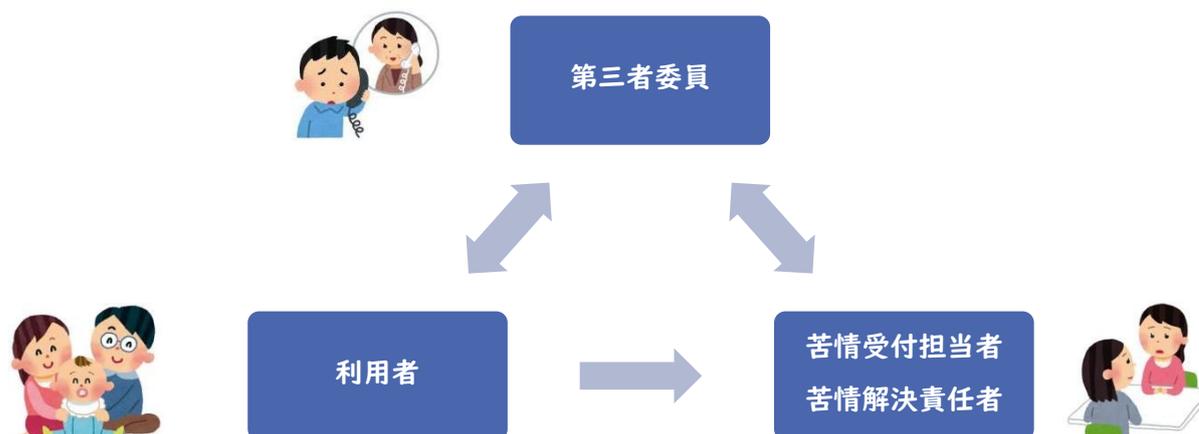
② 注意事項

- ・ 短時間保育(8時間)に認定された保護者が開所時間(11時間)内での延長保育利用上限日数及び時間は、1ヶ月当たり10日間または30時間以内となります。
- ・ また3ヶ月以上続く場合は、勤務表やタイムカードの提出をお願いします。認定の適正を図るため、再認定審査をします。
- ・ 生活保護世帯及び市町民税非課税世帯は、1ヶ月あたり10日間または30時間以内を上限として、時間外保育料を無料とする軽減措置を設ける予定です。
- ・ 保育アプリ「コドモン」の打刻の時間が基準となります
- ・ 短時間保育は町・私立共に午前8時30分～午後4時30分となります。

10. ご相談や苦情について

① 概要

町立保育園では、利用者の皆様が不愉快な思いをした、改善して欲しい事があるなどの苦情、適切な対応により、その解決に当たります。苦情及びその解決は、個人情報に関するものや申込者が拒否した場合を除き、当ホームページに公表し、保育園の運営改善に努めます。



② ご利用の流れ

(1) 受付

面接、電話、書面などにより受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

(2) 受付の報告及び確認

受付担当者が受け付けた苦情等を相談解決します。

(3) 苦情等の解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情等の申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
第三者委員が、必要に応じて話し合いに立ち会います。

- ・ 苦情解決責任者 園長
- ・ 苦情受付担当者 副園長（元町保育園 2-3213）
- ・ 第三者委員 保育園玄関に掲示してあります

※ 保育園以外の窓口福祉けんこう課（2-1471）または子ども家庭支援センター（2-2381）までご相談下さい。

11. 保育アプリ「コドモン」に関するお願い

① 概要

- ・ 元町保育園では、保護者の方の利便性や保育・教育の質の向上を目的に、保育園向けの業務支援システム「コドモン」を導入しています。
- ・ コドモンは、連絡帳や出欠などの連絡ができるアプリで、全国で 23,000 以上の施設で導入されています。保護者のみなさまとの情報共有、よりよい保育・教育の実践に役立てていきたいと考えておりますのでご協力をお願いいたします。

② 登降園管理

- ・ 登園・降園の際には玄関にある打刻用タブレットに、**お子さんの入退室用 QR コードを表示したご自身のスマートフォンをかざして打刻して下さい。**スマートフォンがお手元がない場合は、**タッチパネルにてお子さんの名前を選び、打刻を行って下さい。**

③ 連絡帳機能

- アプリ下部にある「連絡」から「連絡帳」を開き画面表示の順にご記入下さい。
- ・ 登園する日は、**朝8時30分までにコドモンの連絡帳へのご記入・送信**をお願いします。

保護者の方に入力していただきたい内容

項目/クラス	1・2才児	3才児	4・5才児
機嫌(夜・朝)	○	○	○
排便の状態・回数(夜・朝)	○	○	○
体温	○	○	○
睡眠時間	○	○	-
朝の食事内容	○	-	-
コメント	ご家庭での様子、 連絡事項など	連絡事項、気になることがあればご記入下さい。特に何もなければ空欄で問題ありません。	
プール(水あそび)の可否	夏季のみ回答をお願いします。		

- ※ 連絡帳の送信後、追加で連絡したいことがありましたら「その他の連絡」に入力し送信して下さい。
- ※ 健康チェック(検温・機嫌・排泄)は、保育園がお休みの日も入力・送信して下さると様子が分かりありがたいです。
- ※ 休日中の体調面でいつもと違う様子、気になることがありましたら、コメント欄にご記入下さい。
ex) 土曜日に発熱(38℃)ありましたが、日曜日朝には平熱になりました。
兄が嘔吐・下痢症状ですが、本人は変わりありません。 など

保育園からの入力内容

園からの連絡を確認する場合:ホーム画面に表示されるお知らせからご確認いただけます。

1・2才児クラス	3・4・5才児クラス
<ul style="list-style-type: none">・食事の量・機嫌(午前のみ)・検温(体調が気になり検温した場合のみ記入)・午睡の時間・排便(時間・便の状態)・お子さんの様子・連絡事項	特に変わったことがなければ保育園からの個別の記入はありません。 クラスの活動の様子を「一斉送信」より、ご覧下さい。

※ 15時を目安に送信します。確認しましたら、画面の1番下の「確認しました」ボタンを押して下さい。

④ 出欠席・遅刻などの連絡

- ・ 欠席、遅刻の連絡はアプリ下部にある「連絡」から「連絡」を開きご記入下さい。当日の朝8時30分までに入力・送信をお願いします。
- ・ 早退やお迎えの人がいつもと違う場合は、アプリ下部にある「連絡」から「お迎え」を開き入力し送信して下さい。
- ※ 口答で連絡いただいても、アプリでも連絡いただけると間違い防止になり大変助かります。

⑤ お知らせ等の一斉送信

- ・ 園だより等の定期的なお知らせや、行事のお知らせが「一斉送信」より届きます。
- ・ クラスの日々の様子を、「一斉送信」にて15時を目安に送信します。
- ・ 災害時などの緊急連絡も「一斉送信」にて行います。
- ※ 持ち物などのお知らせ、お願い事項等も掲載します。必ずご確認をお願い致します。

⑥ 献立表の配信

- ・ 月末に次月の献立を配信します。「ホーム画面」>「その他」>「献立表」より確認できます。
- ・ 日々の献立写真を、15時を目安に配信しています。「献立表」より該当の日にちをクリックすると画像がご覧いただけます。(画像は3才児の量になっています)

⑦ 身体測定後の結果

- ・ 身体測定後数値を入力しますので、「ホーム画面」>「成長記録」ご確認いただけます。

⑧ 写真販売

- ・ 販売の際にはアプリより連絡致します。公開期限を過ぎますと購入できなくなりますので、購入したい写真は「お気に入り」に登録するなどし、ご都合のよろしいときに購入のお手続きをお願い致します。

… アプリについてご不明な点がございましたら、ヘルプページを参照またはお気軽にお声がけ下さい …

12. 個人情報保護

① 基本理念

町立保育園では『個人情報保護法』第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取り扱いが図られなければならない。」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人の情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ります。

② 個人情報の利用目的

町立保育園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、また日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

法律に定められるところの必要書類作成、正当な目的に限り使用します。利用目的は、

- ・ 園児募集並びに入園に関する業務
- ・ 保護者との連絡に関する業務
- ・ 園児の保育に関する業務
- ・ 園児の記録管理に関する業務
- ・ 園児の健康状態把握に関する業務
- ・ 卒園児の確認に関する業務

とします。

③ 収集する個人情報の種類

当園では、園児を保育するにあたり、児童票・家庭調査票・健康診断票・緊急連絡調査票等、必要最低限の情報は収集させていただきます。個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用します。

④ 個人情報の第三者

当園では、『個人情報保護法』第23条に規定されている下の各号に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

法令に基づく場合

人の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合

⑤ 個人情報の管理

当園は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩（ろうえい）滅失、又は毀損（きそん）の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報は、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

⑥ 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

当園は、保護者とその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分に認識し、これらの要求がある場合には、速やかに対応します。また、開示には、本人（保護者）確認をさせていただきます。

⑦ 個人情報の使用

当園は、個人情報の使用に際しては、使用されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上で、園児の園生活において必要に応じ使用します。具体的な使用は次のとおりとします。

- ・ 園生活において、園児が必要とする箇所（ロッカー・フック・くつ箱など）や個人で使用する物品（帽子等）には名前や写真を掲示・記載します。
- ・ 園内の壁装飾として、当番表・誕生表・園児作品には名前や写真を掲示します。
- ・ 日々の活動が分かる画像・動画を保育アプリ「コドモン」にて配信します。
- ・ 園児名簿・日誌・指導計画・児童票・園便りやクラス便り・文集に名前や行事の写真・皆様にお寄せいただいた文章を掲載します。
- ・ 児童票・調査票・健康調査票・就労証明書の提出をお願いしますが、保育上必要な目的以外には使用しません。
- ・ 園児名簿や園児連絡先は当園での使用に限定し、それ以外の方から求められてもお知らせしません。

13. 一時保育のご案内

① 事業概要

大島町では、家庭での保育が一時的に困難になったとき（例えば保護者の仕事、傷病、災害、事故、看護、介護、冠婚葬祭など）お子さんをお預かりする「一時保育」を実施しています。

② 実施場所

大島町立元町保育園 ☎2-3213

北ノ山保育園 ☎2-2382 波浮保育園 ☎4-1561

元子おばちゃん家 ☎050-3469-0511

③ 対象児童

大島町の区域内に住所を有する児童。*施設別年齢（別表3）

(1) 保育時間・日数

- ・ 月曜から土曜の午前7時30分から午後6時30分までの必要とする時間。
- ・ 日曜、祝祭日、年末年始はお休みします。ただし元子おばちゃん家是对応できる場合があります。
- ・ 保育日数は別表2に定めるとおりです。

④ 保育料

一時保育を利用した児童の保護者から別表1に定める利用料を徴収します。利用後に納入通知書を送付しますので、町役場福祉けんこう課、各出張所、またはお近くの金融機関で納付して下さい。

(1) 給食・おやつ

- ・ 保育園は完全給食です。食物アレルギーがある場合は、必ず申し出て下さい。なお、小さいお子さんの場合はご家庭と相談します。
- ・ 保育ママでの一時保育は、原則お弁当またはミルク持参でお願いします。

(2) 申請手続き

直接実施場所へ問い合わせし、一時保育利用日の調整を行って下さい。調整後に各実施施設または福祉けんこう課、各出張所に申請書類がありますので必要事項を記入の上、提出して下さい。ただし、実施施設の状況によっては一時保育の利用が出来ない事もありますのでご了承下さい。※実施施設にてお子さんの健康状態等をお伺いします。

⑤ 必要なもの

- ・ 着替え下着も含めて最低一式（お子さんの日頃の生活に合わせて1日分）
- ・ 必要に応じてエプロンの他、おむつ使用のお子さんはおむつを1日分、おしりふき
- ・ 上履き、手拭きタオル、コップ、コップ袋、口拭きタオル
- ・ 午睡用パジャマに代わる洋服上下、バスタオル2枚（シーツと上掛け用に）、フェイスタオル（枕用に）
- ※ 布団は施設にあるものを使いますが、個人でお持ちいただいてもかまいません。
- ※ 持ち物は小さな物でも全て名前を書いて下さい。

⑥ その他

- ・ 送り迎えは保護者の方が責任を持って行って下さい。
- ・ 保育中の発病や事故があったときは、即保護者の方に連絡します。
- ・ わからないことや困ったことがありましたら、実施施設か福祉けんこう課までお尋ね下さい。
- ※ 父母どちらかの仕事がお休みの場合はお預かりできません

別表1(単位:円)

利用者の区分		一人1日当たり利用料		
		4時間以内	4時間超～8時間以内	8時間超
生活保護世帯に属する者		無料	無料	無料
上記以外の者	3歳以上児	500	1,000	1,500
	3歳未満児	1,000	2,000	3,000

別表2

保護者の状況	保育日数
就労	週3日以内
職業訓練	週3日以内
就学	週3日以内
傷病	ひと月のうち続けて2週間以内
出産	ひと月のうち続けて2週間以内
その他町長が特別な事情と認めた場合	週3日以内または、ひと月のうち続けて2週間以内とし、申請内容により町長が定める。

別表3

施設名	預り対象児童年齢
町立保育園	年度の初日(4月1日)現在、満1歳から
北ノ山保育園	生後3ヶ月から
波浮保育園	生後3ヶ月から
元子おばちゃん家	生後3ヶ月から(その他緊急を要する場合は応相談)

14. 大島町こども家庭センターのご案内

① 概要

大島町こども家庭センターは、子どもと家庭のあらゆる問題に関する総合相談に応じて適切な援助やサービスの提供、調整を行います。各専門職による専門的相談をはじめ、地域における子どもを守るためのネットワーク作り等、子どもが育つ環境の整備と子育てサポートを行います。子育てについて、困っていることや悩んでいることがあれば、どんなことでもお気軽に相談して下さい。

生涯学習センター郷2F (総合相談)

開所日:月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く)

開所時間:午前9時～午後5時

住所:〒100-0101

東京都大島町字丸塚 548-1

専用電話:04992-2-2398

メールアドレス:

c050701@town.oshima.tokyo.jp



子どもと家庭の相談

妊娠期～18歳未満の子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じます。保護者はもちろん、子ども自身からの相談にも応じます。

子どもと家庭を支援するネットワーク

(大島町要保護児童対策地域協議会)

虐待、その他の理由により支援を必要とする子どもや家庭の早期発見、早期対応のために、各機関とのネットワークを構築しています。

わかば相談

臨床心理士があらゆる悩みや相談について、カウンセリング(助言等)を行います。一般の住民の方についても対応します。

② 野増地域センター

開所日:月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く)

住所:〒100-0104東京都大島町野増字大宮

電話・FAX:04992-2-2381

メールアドレス:

c050701@town.oshima.tokyo.jp



子育てひろば

開所時間:午前9時30分～午後4時まで

※子育てひろばは土曜日にも開放しています

親子やお友達と自由に遊べる場所です。

子育て中の保護者同士の交流の場にもなっています。どなたもご利用いただける、講座やイベント等も実施しています。

一時預かり

(少しの時間子どもを預かってほしい)

開所時間:午前9時～午後5時

ご家庭における保育が困難になった時や、リフレッシュなど生後3か月から未就園児のお子さんを短時間お預かりします。

(就労目的の利用はできません。)

育児支援ヘルパー

(家事や育児を手伝ってほしい)

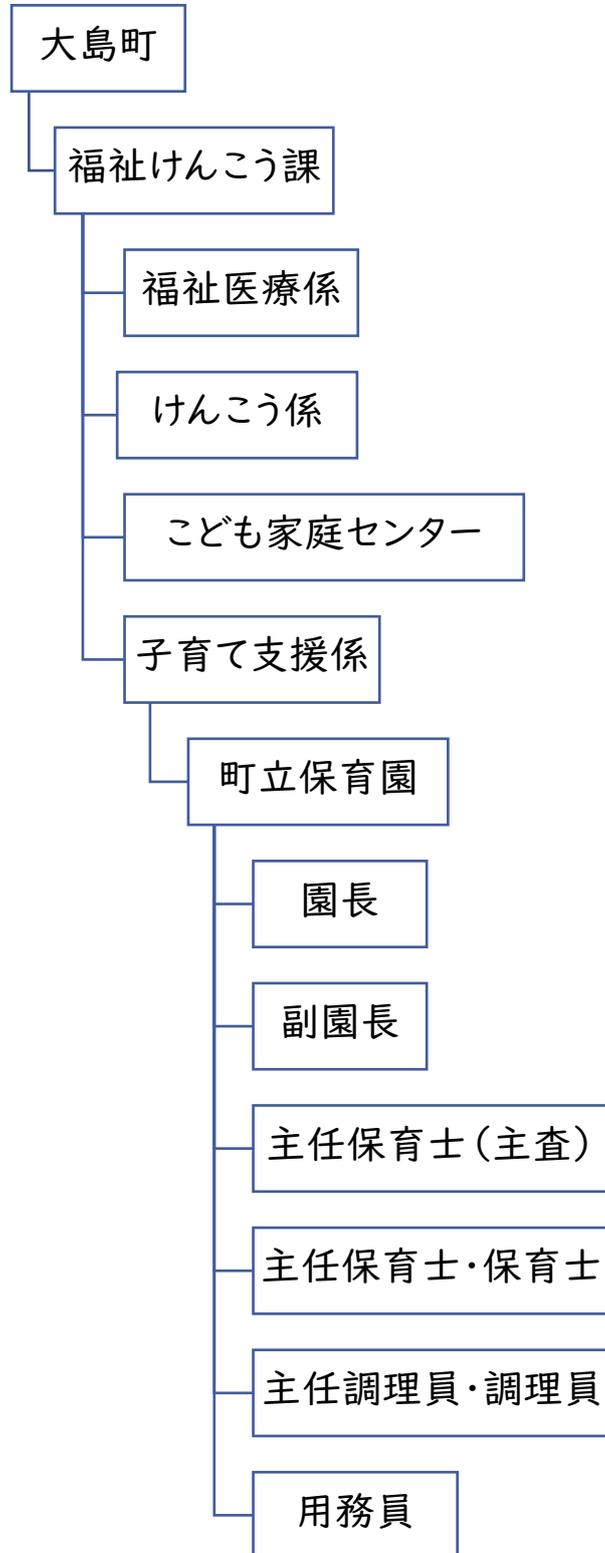
育児や家事等の支援が必要なご家庭にヘルパーを派遣します。

学童サポート

学童が学校のない日や下校後、気軽に遊べる場として開放しています。

15. 参考資料

大島町公立保育所 組織図



登園届

元町保育園 園長様

クラス： _____ 組 園児名： _____
 病名『 _____ 』 診断日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名【大島医療センター・その他（ _____ ）】において症状が回復し、集団生活に支障がない状態と診断されましたので登園致します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____

※公立保育所のしおりの（乳幼児のかかりやすい感染症の登園のめやす）を参考にして下さい。
 ※尚、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。

与薬票（保護者記載用）

_____ 年 _____ 月 _____ 日

依頼者	保護者氏名 _____		
	園児名 _____	クラス _____	組 _____
病院名	大島町医療センター _____ 科（その他 _____）		
主治医	_____		
病名（又は症状）	_____		
（該当するものに○または、明記） （1）処方日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 （2）保管は 室温 ・ 冷蔵庫 ・ その他（ _____ ） （3）使用する日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 食前 ・ 食後 ・ その他（ _____ 時、 _____ 時） （4）外用薬などの使用法・使用部位 _____ （5）その他の注意事項 _____			
保育園記載			
受領者サイン	担当 _____		
投与者サイン	投与時刻 _____	月 _____	日 _____ 午前 ・ 午後 _____ 時 _____ 分
実施状況など _____			

乳幼児のかかりやすい感染症

※ 感染症疾患にかかった時は医師の許可がでるまでお休みし、園の方へも連絡して下さい。

※ インフルエンザ・新型コロナウイルスは経過報告書が必要となります

感染症名	主要症状	登園の目安
麻疹 (はしか)	38℃前後の高熱、咳、鼻汁、結膜充血が見られる。熱が一時下がるところ頬の内側に白い斑点が見られる。熱が再び高くなり、耳後部から発しんが現れて下方に広がる。	解熱した後3日を経過してから。
風しん (三日はしか)	発熱(一般に軽い)し、発しんが顔面から全身に広がる。(約3日で消える)頸部、後頭部に痛みを伴うリンパ線のはれが出現する。	発しんが消失してから。
水痘 (水ぼうそう)	全身に発しんが出現する。赤斑から丘疹、水疱、かさぶたの順に変化する。	全ての発しんがかさぶた化してから。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発熱し、耳下腺(耳たぶの下)がはれる。	耳下腺のはれが消えてから。
インフルエンザ	突然の高熱が出現し、3~4日続く。全身症状(関節痛等)、呼吸器症状(咽頭痛等)を伴う。	発症後最低5日間かつ解熱した後3日を経過してから。
咽頭結膜熱 (プール熱)	39℃前後の発熱、咽頭炎、結膜炎。	主な症状が消えてから2日を経過してから。
百日咳	感冒様症状から次第に咳が強くなり、1~2週で特有な咳発作になる。咳は夜間に悪化。合併症がない限り発熱はない。	抗菌薬を決められた期間服用、および特有のせきが消えてから。
結核	咳、痰、発熱。	医師の許可をうけてから。
腸管出血性 大腸菌感染症	激しい腹痛、頻回の水様便、さらに血便。発熱は軽度。	感染のおそれがないと認められた後。
流行性角結膜炎	目の充血、目やに、目に膜を張ることがある	感染のおそれがないと認められ結膜炎の症状が消失してから。
帯状疱疹	水疱が肋間神経にそった形で現れる。	全ての発しんがかさぶた化してから。
溶連菌感染症	発熱、咽頭痛、しばしば嘔吐を伴う。ときに発しんやイチゴ舌が出現。	抗菌薬内服後24~48時間経過してから。
ウイルス性胃腸炎	嘔気、嘔吐、下痢(白色調であることが多い)。	症状が治まり、普段の食事ができるようになってから。
RSウイルス感染症	発熱、鼻汁、呼吸器症状、呼吸困難。	呼吸器症状が消え、全身症状がよくなってから。
マイコプラズマ肺炎	発熱と咳。乾性の咳が徐々に湿性となり、次第に激しくなる。解熱後も3~4週間咳が持続する。	発熱や激しい咳が治り全身状態が良くなってから。
手足口病	水疱性の発しんが口腔粘膜及び手足に現れる。発熱は軽度。口内炎がひどくて食事がとれないことがある。	症状が治まり、普段の食事ができるようになってから。
ヘルパンギーナ	突然の高熱、咽頭痛、口蓋垂付近に水疱疹や潰瘍形成。咽頭痛がひどくて食事がとれないことがある。	症状が治まり、普段の食事ができるようになってから。
伝染性紅斑 (りんご病)	軽い風邪症状を示した後、頬が赤くなったり、手足に網目状の紅斑が出現したりする。	全身状態が良くなってから。
ヘルペス口内炎	歯肉が腫れ、出血しやすく、口内痛も強い。治癒後も体調が悪い時に再活性化し、口唇に水疱を形成する(口唇ヘルペス)。	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができるようになってから。
突発性発しん	高熱が3~4日間続いた後、解熱とともに体幹部を中心に鮮紅色の発しんが出現する。初めての発熱であることが多い。	解熱後1日以上経過し、全身状態が良くなってから。
伝染性膿痂疹 (とびひ)	湿疹や虫刺され痕を掻いたところが細菌感染を起こし、びらんや水疱病変を形成する。	乾いているかガーゼで覆る程度になってから。
アタマジラミ	成虫や幼虫が頭皮から吸血し、3-4週間後にかゆみが出る。	駆除を必ず行ってから。
伝染性軟属腫 (ミズイボ)	直径1~3mmのイボが、手足や体幹に数個~数十個集まってみられる。	掻きこわし傷から滲出液が出ているときはガーゼで覆うこと。
七島熱	刺し口があり発熱、発疹、頭痛・さし口近くのリンパが腫れる	解熱し、発しんが消えてから1週間経過してから。

インフルエンザ経過報告書(保護者記入)

元町保育園 園長様

クラス _____ 組 園児名 _____

下記のとおり、インフルエンザを発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過したので、登園いたします。

インフルエンザの型 (A型 ・ B型 ・ 不明 ・)	
発症した日	月 日
※急な発熱、全身倦怠感(からだのだるさ)、悪寒(さむけ)などが出た日を示します。判断に迷う場合には、医師に相談してください。	
解熱した(熱が下がった)日	月 日
登園を再開する日	月 日

(受診した医療機関名) 大島医療センター (年 月 日受診)

その他 _____

年 月 日

保護者氏名 _____

[インフルエンザ出席停止期間の基準]

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで

(保健安全法施行規則第19条における出席停止の期間の基準)

※出席停止の数え方例(発症・解熱した日を^{ゼロ}0日目として数えます。)

例)	発症後、最低5日間は登園できません									
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
日にち	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10
例①		解熱	1日	2日	3日		登園可能			
例②			解熱	1日	2日	3日	登園可能			
例③				解熱	1日	2日	3日	登園可能		
例④						解熱	1日	2日	3日	登園可能
解熱した翌日を1日目とし、3日を経過するまで登園できません										

新型コロナウイルス感染症経過報告書(保護者記入)

元町保育園 園長様

クラス _____ 組 園児名 _____

新型コロナウイルス感染症を発症した後5日を経過し、かつ下記の症状が軽快し24時間程度経過し体調が回復しましたので、登園いたします。

新型コロナウイルス感染症を発症した日 ※発熱、せき、のどの痛み、頭痛、体のだるさなどの症状が出た日を示します。 判断に迷う場合には、医師に相談してください。	月 日
該当する症状すべてに○をつけて下さい。 発熱(°C)・咳・のどの痛み・頭痛・体のだるさ・下痢 他()	
解熱した(熱が下がった)日	月 日
発熱以外の症状が軽快した日	月 日
登園を再開する日	月 日

(受診した医療機関名) 大島医療センター (年 月 日受診)

その他 _____

年 月 日 保護者氏名 _____

[新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準]

発症後5日を経過、かつ症状が軽快した後1日が経過するまで

(保育所における感染症対策ガイドラインより)

症状軽快とは…解熱剤を使用せずに解熱し、かつ咳などの風邪症状が治まる状態

※出席停止日数の数え方例:発症、解熱・症状が軽快した日を0日目とする。無症状の場合は、検査した日を0日目とする。

例)	発症日	発症後、最低5日間は登園できません					6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目						
日にち	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
例①		症状が 軽快	1日				登園 可能					
例②	検体 採取日	症状なし	→	→	→	→	登園 可能					
例③					症状が 軽快	1日	登園 可能					
例④								症状が 軽快	1日	登園 可能		
例⑤										症状が 軽快	1日	登園 可能
症状が軽快した後1日が経過するまでは登園できません												

保育所入所『基準』指数表

番号	保護者の状況		指数	
	類型	細目		
1	居宅外労働 (自営含む)	月20日以上	8時間以上の就労を常態	10
			6時間以上8時間未満の就労を常態	9
			4時間以上6時間未満の就労を常態	8
		月16日以上	8時間以上の就労を常態	9
			6時間以上8時間未満の就労を常態	8
			4時間以上6時間未満の就労を常態	7
		月12日以上 (原則週3日)	8時間以上の就労を常態	8
			6時間以上8時間未満の就労を常態	7
			4時間以上6時間未満の就労を常態	6
		その他	勤務の態様から明らかに保育できない場合	6
2	居宅内労働 (自営含む)	月20日以上	8時間以上の就労を常態	10
			6時間以上8時間未満の就労を常態	9
			4時間以上6時間未満の就労を常態	8
		月16日以上	8時間以上の就労を常態	9
			6時間以上8時間未満の就労を常態	8
			4時間以上6時間未満の就労を常態	7
		月12日以上 (原則週3日)	8時間以上の就労を常態	8
			6時間以上8時間未満の就労を常態	7
			4時間以上6時間未満の就労を常態	6
		その他	勤務の態様から明らかに保育できない場合	6
3	両親不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁	10	
4	出産	出産予定月を含む最長5ヶ月間	10	
5	疾病	入院	1ヶ月以上を要する場合	10
		自宅内	常時臥床・精神性疾患	8~10
			一般療養(安静または週3日以上通院が必要)	8
			一般療養(その他)	7
6	心身障害者	(身体障害者手帳) 1・2級 (愛の手帳) 1・2・3度		10
		(精神障害者保健福祉手帳) 1・2・3級		
		(身体障害者手帳) 3級 (愛の手帳) 4度		8
		(身体障害者手帳) 4級		6
7	看護 (介護)	自宅内で常時臥床の高齢者・重度心身障害者等の常時介護		10
		常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(全介護を除く)		9
		入院・通院・通所等付き添い(週5日、1日4時間以上)を含む介護		8
		入院・通院・通所等付き添い(週3日、1日6時間以上)を含む介護		6
		上記以外		5
8	災害	火災等による家屋の損傷、その他の災害の復旧活動中		10
9	就学	就学・技能習得のため保育できない場合(指数は番号2を準用)		6~10
10	求職	求職・起業準備のため日中外出を常態	生活中心者	5
			その他	3
11	DV・児童虐待	児童虐待のおそれがあると認められる場合 ※公的機関の発行する意見書等がある場合		5~10
		配偶者等の暴力により育児が困難と認められる場合 ※配偶者暴力相談支援センターの証明書がある場合		

※指数は、保護者(父母)それぞれの状況に基づいて認定し、そのうちの低い方の指数をその世帯の指数とします。

※各就労時間は休憩時間を含みます。

保育所入所『調整』指数表

指数

世帯又は保護者指数に 加算または減算	1	特別な支援を要する世帯	1~10
	2	ひとり親世帯及びこれに準ずる世帯 ※離婚・死別・未婚であることが確認できる資料の提出が必要	5
	3	生活保護法による被保護世帯 ※就労及び求職等による入園希望の場合のみ	4
	4	世帯の生計中心者の失業・倒産等により、緊急に生計費を得るための就労を要する ※離職証明書添付	3
	5	離婚・死別後1年以内で、緊急に生計費を得るための就労を要する ※戸籍謄本等添付	3
	6	保護者のいずれもが聴覚・言語障害3級以上の世帯	2
	7	保護者の一方が長期入院中の場合(3か月以上) ※入院証明等添付	1
	8	保護者の一方が単身赴任中の場合 ※単身赴任の記入のある就労証明書添付	1
	9	育児休業法に定める育児休業からの復職により入園申込みをする場合 (注1)	1
	10	居宅内自営で危険な業種(火気・刃物・劇物・機械等の危険物を扱う業種)の場合	1
	11	自営で中心者でない場合	-1
	12	同種別の保育施設間の転園希望の場合(下記の22に該当する場合を除く。)	-1
	13	育児休業明け前の月に入所希望の場合	-1
	14	過去3か月分以上の保育料滞納(卒園児を含む)がある世帯	-3

申請児童本人に 加算または減算	15	育児休業取得により一時退園し、保護者の育児休業明けに再入園申込の場合	3
	16	入園を希望する児童本人が、①身体障害者手帳1・2級、②愛の手帳1~3度、③精神障害者保健福祉手帳1~3級、のいずれかの所持者である場合 ※手帳のコピー添付	2
	17	入園を希望する児童本人が、 (1) ①身体障害者手帳3・4級、②愛の手帳4度、のいずれかを所持している場合 ※手帳のコピー添付 (2) 入園を希望する児童本人が、手帳等は所持していないが、主治医の意見書等により、手帳を所持していると同等と認められる場合 ※「主治医の意見書」(豊島区様式)添付	1
	18	兄弟姉妹(卒園児を除く)が既に入所している保育園の入所を希望する場合	1
	19	兄弟姉妹(双子等含む)が同時に入所を希望する場合	1
	20	以下の各事由にあてはまる場合 (1) 兄弟姉妹を同一園にするために転園を希望する場合 (2) 遠距離で通園が困難なために転園を希望する場合 (注2) (3) 在園中の認可保育施設の開所時間よりも長い開所時間の認可保育施設への転園を希望する場合(注3) (4) 保育ママ・小規模保育所・事業所内保育所及び認可保育園から他の保育ママ・小規模保育所・事業所内保育所及び認可保育園への転園を希望する場合 ※同種別の施設間の転園を除く(注6) ※上記(1)(2)(3)と指数の重複はしない	2 1 1 1
	21	申請児童を、入園希望日より3か月以上前から認証保育所・無認可保育所等に預けて、働いている。(注4)	1

「入園」は新たに認可保育施設へ入所すること、「転園」は認可保育施設に在籍する児童が他の認可保育施設へ在籍先を変えることをいいます。

(注1) 育児休業給付金の受給資格がある場合のみ。育児休業給付金支給通知等のコピーが必要です。

(注2) 自宅から認可保育施設までの距離が直線距離で1.2km以上ある場合

(注3) 延長保育申込書・延長保育勤務証明書の提出も必要です。

(注4) 子どもを預けている施設が発行する契約書および直近前3か月分の領収書のコピーが必要。 ※ただし臨時保育所は不要。

(注5) 地域型保育事業(保育ママ、事業所内保育所、小規模保育所)、臨時保育所の在籍終了年に在籍する場合を含む。

(注6) 同種別とは家庭的保育(保育ママ)間の転園、小規模保育所間の転園、認可保育園間の転園のことです

指数の計算について

基準指数 + 調整指数 で算出されます。

基準指数は保護者(父母)それぞれの状況に基づいて認定し、そのうちの低い方の指数をその世帯の指数とします。調整指数は該当項目に応じて基準指数から加算・減算されます。

※ 同点となった場合は『同一指数の場合の優先順位表』の順位で審査をします。

※ 就労状況や世帯状況等に变化があった場合は指数が変更となる場合がありますので、福祉けんこう課窓口まで届出をお願いします。

同一指数の場合の優先順位表

指数が同位となる場合は、次の各号の順に順位を決定します。

1	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯 (要保護・要支援世帯、ひとり親世帯、精神障害・精神患者等)	世帯参照
2	転園申請より入園申請の方を優先	
3	民営化や改築・改修等(※1参照)に伴う転園希望	
4	保護者について、①障がい・疾病がある、②親族の介護(寝たきり・常時介護)をしている、 ③単身赴任中、のいずれかである場合	この順位が、同位の場合は他方の保護者の指数及び順位を参照
5	入園させたい子どもを、入園希望月より3か月以上前から家庭的保育に預けて、働いている。 (※2参照)	
6	産後休暇及び育児休業等からの復職で、復職後の勤務条件等が確定している場合	
7	世帯の生計中心者の6か月以内の失業・倒産により、緊急に生計費を得るための就労を要する時。(※3参照)	
8	入園申込児が2名以上いる	
9	入園を申請して、待機期間が6か月以上ある	
10	過去1年以内において、入園申請の取り下げ、及び内定の辞退をしていない	
11	出産理由による入園申請	世帯参照
12	家庭状況で、1.2km以内に親族が居住していない場合	
13	保育料の滞納が無い世帯	
14	保育料の滞納月数が少ない世帯 (※4参照)	
15	両親ともに、1年以上同じ会社で働いている世帯	
16	住民税を3年以上課税されている世帯	
17	保育料算定住民税所得割額の少ない順	

※1:改築・改修等のため、一時的な移転を伴う仮園舎利用の場合

※2:子どもを預けている施設が発行する契約書および直近前3か月分の領収書のコピーが必要
(ただし臨時保育所は不要)

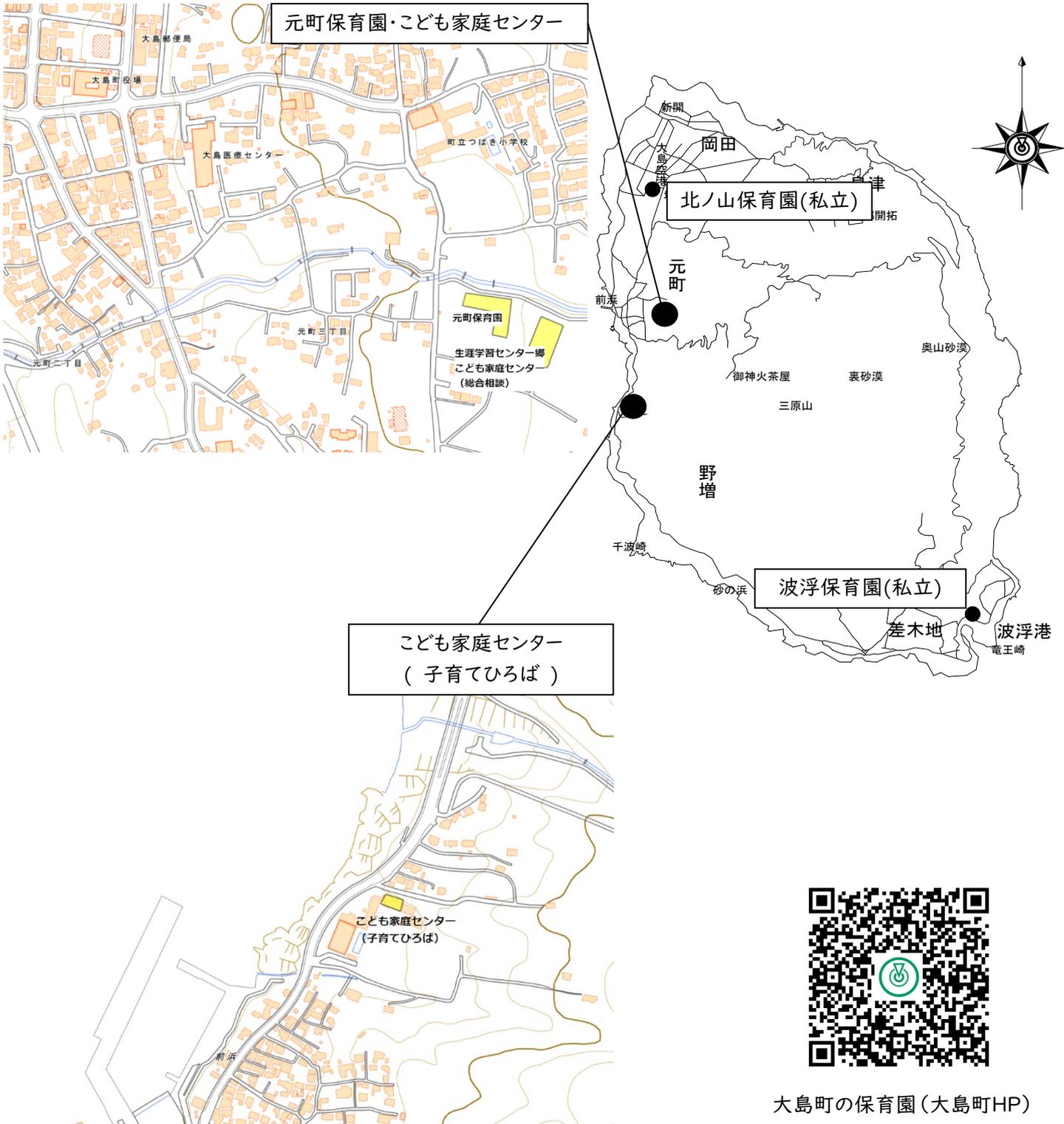
※3:離職証明書、離職票、失業給付金の受給者証等の離職日が確認できる書類のコピーが必要

※4:申請児童本人及びその兄弟姉妹の保育料。入園申請の書類提出締切日時点での滞納状況による。

保育所入所基準指数表及び調整指数について

- 入所対象月より前の育児休業期間において、入園でき次第復職するとの申立てを提出した場合、就職内定者として扱います。
- 就労理由で申し込んだ方が出産される場合、就労先の産休期間にかかわらず出産予定月及びその前後2か月の合わせて5か月間は出産の指数とします。ただし、保育園に入所する月のうちに、法定の産後休暇を終えて職場に復帰する場合は就労の指数、復帰しない場合は出産の指数とします。
- 就労時間に比して著しく賃金が低い場合は、東京都最低賃金をもとに労働時間を算出する場合があります。
- 希望順位に関わらず、保育に欠ける程度の高い方から選考します。第1希望は有利、第6希望は不利ということはありません。また、第1希望のみの希望が有利ということもありません。
- 「入園」も「転園」も同一の指数表を使用します。認可保育園に在園していて、他の認可保育園へ移りたい場合は「転園」となります。ただし、年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に該当する児童については、「入園」の扱いとなります。

保育園等の所在地



大島町の保育園(大島町HP)